

「 コンクリート剥落防止技術 」

に関する公募

公募要領

1. 公募の目的

橋梁やトンネル、樋門、水門等のコンクリート構造物からのコンクリート片の剥落を防止する「新素材繊維接着工(コンクリート剥落対策技術)」は、新技術情報提供システム(NETIS)に多数の技術が登録されている。このため、新技術活用システムのテーマ設定型(技術公募)に基づき、新技術の活用促進を目的として、平成29年9月に各技術の特性を明確にした技術比較表を作成・公表したところである。

この度、技術比較表の公表から5年が経過することから、テーマ設定型(技術公募)の規定に基づき、本テーマの変更・更新または廃止を審議したところ、テーマ名を「コンクリート剥落防止技術」とし、新たなリクワイヤメント等に基づき、技術比較表を更新した上で今後も利活用を図ることが決定したことから、今回、「コンクリート剥落防止技術」を公募するものである。なお、公募の概要については、別紙-1を参照のこと。

また、技術比較表の更新にあたっては、NEXCO、首都高速道路等の各機関が定める剥落防止対策に関する技術要領への適合確認(施工現場での確認が必要な評価項目等、室内試験等で性能等を確認できないものを除く)を容易にする技術比較表を作成及び公表することで、有用な新技術の活用機会を増やすと共に、設計、発注、施工の各プロセスにおいて、設計者、発注者、受注者等が効率的に新技術を比較検討できるようにすることを目的としている。

2. 公募技術

(1) 対象技術

1) コンクリート剥落防止技術

コンクリート構造物表面への繊維素材の貼付や、樹脂系もしくは繊維系被膜の形成により、劣化したコンクリート片の剥落を防止する技術。ただし、ネット系の技術(剥落したコンクリート片を受け止める技術)は対象外とする。

(2) 応募技術の条件等

この公募は「公共工事等における新技術活用システム実施要領」(以下、「実施要領」という。)に基づき実施するものである。なお、応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

1) 応募資料提出時点において、ア)からウ)いずれかの技術であること。

ア) 新技術情報提供システム(以下、「NETIS」という。)登録技術であること。

イ) 応募資料提出時点で NETIS 登録申請中の技術であること。

ウ) NETIS 掲載期間終了技術(過去に NETIS に登録されていたが、掲載期限を迎えた等のため掲載を終了している技術)であること。

2) 応募技術について、選定、室内試験等、技術比較表を作成する過程において、選定、室内試験等、技術比較表の作成に係る者(国土交通省職員、国土交通省から委嘱または委託を受けた者等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。

3) 選定された応募技術について技術比較表を公表するので、これに対して問題が生じないこと。

3. 応募資格

(1) 応募者

応募者は、実施要領で定義する技術開発者とする。

なお、共同開発者がいる場合は、応募に際して共同開発者の同意を得ていること。

(2) その他

1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 応募者及び共同開発者は、関東地方整備局発注の「R5テーマ設定型(技術公募)による技術比較表変更・更新」の受託者でないこと。また、同業務の受託者との間に資本・人事面で関連がないこと。

上記の「資本・人事面において関連」があるとは、次のアまたはイに該当することをいう。

ア. 応募者及び共同開発者が、同業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。

イ. 応募者及び共同開発者の代表権を有する役員が、同業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添応募資料作成要領に基づき作成し、提出方法は電子データによるE-mailでの送信とする。また、電子データが10MBを超える場合は、電子媒体(CD-R等)とし、郵送又は持参により提出するものとする。

E-mailにより提出する場合は、タイトル及び本文に下記内容を記載して送信すること。

タイトル:【コンクリート剥落防止技術】応募資料送付について(〇〇株式会社)

本文:「コンクリート剥落防止技術」公募について、応募資料を別添にて送付します。

〇〇株式会社

担当:〇〇 〇〇

電話:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

(2) 提出(郵送)先

〒112-0012 東京都文京区大塚2丁目15番6号(オーク音羽ビル4階)

一般財団法人 先端建設技術センター 技術公募(コンクリート剥落防止技術)事務局

E-mail: netis-hakuraku@actec.or.jp

5. 公募期間

令和5年8月30日(水)~令和5年9月29日(金)

(公募期間最終日は、E-mail又は持参による提出の場合、15:00まで受付を行う。郵送による提出の場合は、公募期間最終日必着とする。)

6. ヒアリング

提出された応募資料で不明な箇所がある等の場合は、応募技術の選定を目的としたヒアリングを実施することがある。ヒアリングの実施時期、方法及び内容等について別途通知するものとする。

7. 応募技術の選定

応募技術は、応募資料やヒアリング等で確認するものとし、次の条件を全て満たしている場合に選定するものとする。

なお、NETIS 登録が行われていない技術が選定された場合でも NETIS の登録が保証されるものではない。

- 1) 2. 公募技術(1)対象技術に適合していること。
- 2) 2. 公募技術(2)応募技術の条件等に適合していること。
- 3) 3. 応募資格に適合していること。
- 4) 応募資料に不備が無いこと。

8. 選定結果の通知・公表について

(1) 選定結果

応募者に対して選定結果について文書で通知するものとする。

なお、応募する共同開発者に選定結果の通知は行わないが、応募技術が選定された際には共同開発者として(2)により公表するものとする。

(2) 選定結果の公表

選定された技術は、NETIS(URL <https://www.netis.mlit.go.jp/>)にて公表するものとする。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがある。

- 1) 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- 2) 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- 3) その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

9. 現場実証の実施、結果の提出

選定された技術について、現場実証は行わないものとし、応募者が事前に室内試験等で性能等を確認した結果をもって、現場実証の結果に代えるものとする。

(1) 試験結果の提出

別紙 2-1～2-7「コンクリート剥落防止技術リクワイヤメント等」に示された評価項目のうち、定められた試験方法による試験結果を既に保有しており、当該試験結果が以下に該当する場合は、応募時に室内試験等の結果の写しを提出すること。

※1: 全ての技術要領について試験結果の提出を求めるものではない。試験結果が提出可能な技術要領を応募者が選択する。

※2: 応募者が選択した技術要領については、当該技術要領で定めた全てのリクワイヤメント等の試験結果を提出する必要がある。

- 1) 別紙 2-1～2-7「コンクリート剥落防止技術リクワイヤメント等」に基づく室内試験等の結果であること。

2) 国、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人等の公的試験機関、民間試験機関、自社等で実施した室内試験等の結果であること。

(2) 試験結果を保有していない評価項目への対応について(任意)

別紙 2-1～2-7「コンクリート剥落防止技術リクワイヤメント等」に示された評価項目のうち、応募時に試験結果を提出できないものがある場合には、様式-4 で明示のあった項目に限り、後日試験結果を提出することを可とする。その場合の試験結果受付期間は別途通知するものとし、その間に試験結果が提出されなかった項目は、試験結果なしとして取り扱う。

(3) 技術比較表に掲載する技術基本情報の提出

技術比較表に掲載する施工工程(サイクルタイム等)等の技術基本情報について、所定の様式(様式-5)に記入の上、提出すること。

(4) 虚偽・不正等があった場合の措置

1) 室内試験等の実施内容及び結果に、虚偽・不正等が認められたとき又は疑いがあるときは、当該技術の NETIS 掲載情報提供を中止するものとする。

2) 1) について、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると関東地方整備局または関東地方整備局新技術活用評価会議が判断したときは、当該技術の NETIS 掲載情報を削除するとともに技術比較表から除外するものとする。

3) 1) 及び 2) に該当する者からの NETIS 登録申請および技術公募への応募は、当該技術も含め全ての技術を対象としてその受付を拒否することがある。

4) 1) 及び 2) に該当する場合は、虚偽・不正等の事実を公表するものとする。

10. 技術比較表の公表

(1) 選定された技術は、提出された応募資料に基づき特徴や性能等を技術比較表にとりまとめるものとする。とりまとめた技術比較表は関東地方整備局新技術活用評価会議において承認を得た後、NETIS ([URL https://www.netis.mlit.go.jp/](https://www.netis.mlit.go.jp/)) にて公表するものとする。

但し、次のいずれかに該当する技術は、技術比較表の作成及び公表の対象外とする。

1) 技術比較表の公表時点で、NETIS 掲載情報の掲載中止となっている技術

2) 技術比較表の公表時点で、NETIS への登録が完了していない技術

(2) (1) において技術比較表の作成及び公表の対象外とした技術のうち、次の 1) 2) の技術に変更となった場合は、技術比較表に追加掲載して公表するものとする。

1) 技術比較表の公表後に NETIS 掲載情報の掲載中止から掲載再開となった技術

2) 技術比較表の公表後に NETIS への登録が完了した技術

(3) NETIS 掲載期間終了技術については、技術比較表に NETIS 掲載期間終了技術である旨を記載して公表するものとする。

(4) 技術比較表の公表時期は、令和 5 年度内を予定している。

(5) 技術比較表は別紙 2-1～2-7「コンクリート剥落防止技術リクワイヤメント等」にある技術要領別に整理する。公表する技術比較表は、技術要領を定めている各機関の発注工事において、その適用性や品質性能を保証するものではないことに留意すること。

(6) 公表した技術比較表の内容に変更が生じた場合、応募者は関東地方整備局企画部施工企画課へその旨を連絡すること。

11. 費用負担

- (1) 応募資料及び応募技術に関する追加資料の作成、提出、ヒアリング、選定された応募技術の室内試験等の実施及び結果資料の作成・提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 一般財団法人先端建設技術センターに提出された応募資料の審査、国土交通省が所有する資料の収集、室内試験等を実施した各技術の技術比較表の作成等に要する費用は、国土交通省の負担とする。
- (3) 本公募要領における手続きの中止や取り消しを行った場合、それまでに応募者が負担した費用について、国土交通省及び一般財団法人先端建設技術センターは負担しないものとする。

12. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定や技術比較表作成の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 公募内容に関する問い合わせに関しては以下のとおり受け付ける。
 - 1) 問い合わせ先
4(2)に同じ。
 - 2) 問い合わせ期間
5. 公募期間と同様とする。
 - 3) 問い合わせ方法
書類郵送、E-mail(様式自由。なお、添付ファイルがある場合は、10MB を超えないこと。)にて受け付ける。
- (5) 本要領に定めのない事項については、「実施要領」によるものとする。

以上